

## 潮流

## 成長戦略と農業改革

常任顧問 岡山 信夫

6月24日、「日本再興戦略」の改訂が閣議決定された。

今回の改訂は、昨年の成長戦略で残された課題としていた、労働市場改革、農業の生産性拡大、医療・介護分野の成長産業化等の分野にフォーカスして解決の方向性を示した、と説明されている。さらに、アベノミクスの効果を全国に波及させ地域経済の好循環をもたらすこと（ローカル・アベノミクス）により「地方の元気を取り戻す」とも宣言した。

アベノミクスへの一定の支持は、第一の矢（金融緩和）、第二の矢（積極財政）によってもたらされた堅調な株価に支えられていると言える。したがって、第三の矢である成長戦略改訂も株価を意識したものになった。この改訂についての経済界からの評価は、「農業や医療において比較的思い切った改革メニューが示された」との見方で、概ね良好のようである。

しかし、この間の議論の経過を見ると、必ずしも透明性が確保された納得感の高いものとは言えないものがある。例えば、農業改革の議論の一部では以下のように、課題認識と結論に合理的なつながりが見えないものもあった。

規制改革会議農業ワーキンググループでは、農協改革の一つの課題として「准組合員の利益の適切な保護」が議論されている。4月24日、同ワーキンググループの金丸座長は、農業改革の検討過程について整理した資料を会議に提出した。その中で、農業協同組合ヒアリングにおける主な議論の一つとして「准組合員の方が多くなっている現状を踏まえ、准組合員の利益の適切な保護を図るべきではないか」という意見があったことが示されている。准組合員が過半を占めるにいたっているにもかかわらず、経営参画に制限がある点を課題として捉えたものと読める。ところが、その3週間後、5月14日に示された同グループとしてのとりまとめである「農業改革に関する意見」では、「准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1をこえてはならない」とされた。「准組合員の利益の適切な保護」という問題意識がどうして逆に権利を制限するような結論に至ったのか、理解に苦しむ。この「意見」も踏まえ最終的に6月9日に与党案としてまとめた「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」では、この部分について「准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する」と記載され、規制改革に関する第二次答申（6月13日）に反映された。ちなみに現行の農協法においては組合員以外の者（員外者）の事業利用について員外利用制限があるが、准組合員の事業利用についての制限はない。

このように、規制改革会議農業ワーキンググループにおける検討経過を見ると、4月24日時点の座長整理と5月14日にとりまとめられた「意見」の間には、時間的な制約からか他にも質的な飛躍がみられる。今後、規制改革実施計画に基づく検討に際しては、あらためて現行制度の評価と地域経済活性化の観点からの入念な検証が必要になるだろう。

ハンナ・アーレントが読み返されているという。彼女は、回答ありきの問題解決パターンや「イメージ」こそが、エリートから大衆にいたるまでの無思考性や判断の欠如を促している、と指摘した。リーマンショック、東日本大震災後の時代の変わり目に、今こそ自分の頭でしっかり考えることが求められている。